



令和7年5月26日以降に 出生届をするお子さんから 戸籍にフリガナが記載されます！

これまで戸籍には氏名のフリガナが記載されていませんでしたが、法律の改正により令和7年5月26日から新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。
また、この改正に伴い、フリガナとして記載できる読み方の規律も設けられました。

すでに戸籍に記載されている方

本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定のフリガナの通知が届いています。
正しいフリガナの場合は届出をしなくても令和8年5月26日以降※に戸籍に記載されます。※記載される時期は自治体により異なります。

令和7年5月26日以降に出生届をするお子さん

出生届の際に子の名の文字と同時にフリガナも届出することで戸籍に記載されます。

Q 子の名として記載できないフリガナはあるの？

- A 戸籍に記載される振り仮名については「氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められるものでなければならない」というルールが設けられました。たとえば
- ①漢字の持つ意味とは反対の意味になる読み方(例:高をヒクシ)
 - ②漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付け足し、漢字との関連性を認めることができない読み方(例:健をケンイチロウ)
 - ③読み間違い、書き間違いかどうかははっきりしない読み方(例:太郎をジロウ)
 - ④漢字の意味や読み方との関連性が認められない読み方(例:太郎をジョージ)
- など社会を混乱させるものや、差別的・卑わい・反社会的な読み方については認められないことになります。

Q フリガナ記載時に気をつけたいポイントは？

- A ご家族で読み方の認識がずれていないか、提出前に確認しましょう。同じ音でもフリガナが違う場合があります。(例:柚月⇒「ゆづき」、「ゆずき」)
珍しい読み方や、独特な読み方を用いる場合は、提出前に市民課に相談していただくことも可能です。(その際に読み方が掲載されていた書籍やWebサイトをお尋ねすることがあります。)



戸籍の振り仮名に関するお問い合わせ先

大仙市役所市民課 ☎ 0187-63-1111 内線151(平日8:30~17:00)